

# お知らせします

## 2つの給付金

### 子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、子育て世帯の消費の下支えを図るため、児童手当を受給している方に給付金を支給することになりました。

#### 給付対象者は？

次の2つの要件を満たす方。

- ①平成27年6月分の児童手当を受給
- ②平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

#### 給付額は？

給付対象児童1人につき 3,000円

#### 申請手続は？

安平町では、**9月1日から12月1日まで**の3か月間で申請受付を予定しています。

#### 支給時期は？

申請受付日から、およそ1か月以内を予定しています。

#### その他

##### 【安平町単独福祉事業】

子育て世帯臨時特例給付金のほか、安平町では給付金支給対象児童1人につき3,000円分の安平町商品券を支給いたします。



平成27年度は、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金のそれぞれの支給要件を満たす方は、両方の給付金を受け取ることができます。

詳細につきましては、今後も広報等でお知らせしていきます。

給付金に関する問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎2411